0.03999

$N_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$N_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$N_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

$O_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度から令和７年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和５年度から令和７年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

$P_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$P_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$P_{令7}$　ア　令和７年度市場公募都市に係るもの　0.01821

イ　令和７年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01977

Q_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算

0.00661

$N_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$N_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

$O_{令5}$　国庫の補助金を受けて施行した大規模改造事業のうち特別防犯対策施設整備工事に係る経費に充てるためn年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（令和５年度及び令和６年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債並びに令和５年度及び令和６年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額に相当する額

$P_{令5}$　ア　令和５年度市場公募都市に係るもの　0.00808

イ　令和５年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00827

$P_{令6}$　ア　令和６年度市場公募都市に係るもの　0.01175

イ　令和６年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01303

Q_n　平成n年度において発行について同意又は許可を得た水泳プール（屋外）に係る学校教育施設等整備事業債（発行について地方財政法第５条の３第６項の規定による届出がされた地方債のうち同条第１項の規定による協議を受けたならば同条第10項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）等（公害防止事業債、財源対策債、平成16年度から平成28年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算